

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0059	ベトナムに対する能力構築支援事業 (船外機維持整備)に係る支援役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和8年6月3日

2. 入札方式 一般競争入札 (電子調達システム (政府電子調達 (G E P S)) 対象案件)

3. 入札日時 令和8年3月4日(水) (11:15)

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。(別紙参照)
 - (7) 上記(3)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則 (平成18年防衛庁訓令第108号) 第18条第4項各号のいずれかに該当する者 (具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者) であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年2月20日 (金) 12:00 までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等 (訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ) に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等 (訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ) に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数 (特級、一級、単一級)	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
1～2人	1	

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

- 2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、代金の精算に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- (5) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和8年 2月 25日（水） 12:00 までに提出しなければならない。
- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 3月 2日（月）

までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- ア 他国海軍に対して船外機維持整備を実施した経験を有する従業員を雇用していること。
- イ 小型船舶操縦士免許（1・2級）取得のための講習を実施していること。
- ウ 船外機維持整備に係る体系的な教育を実施していること
- エ 過去3か年以内に他国海軍に対して船外機維持整備に関する事業を実施した実績があること。

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。

また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

提出書類については虚偽が無いものとする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和8年2月25日（水） 1200

仕 様 書		
件名	ベトナムに対する能力構築支援事業（船外機維持整備）に係る支援役務	作 成 年 月 日
		令和7年9月5日
		防衛政策局インド太平洋地域参事官

1 総則

この仕様書は、ベトナムに対する能力構築支援事業（船外機維持整備）に係る支援役務について規定する。

2 役務内容

別紙のとおり

3 検査

役務完了検査は、本仕様書に基づき防衛政策局インド太平洋地域参事官付支出負担行為担当官補助者が実施するものとする。

4 契約相手方の条件

- (1) 他国海軍に対して船外機維持整備を実施した経験を有する従業員を雇用していること。
- (2) 小型船舶操縦士免許（1・2級）取得のための講習を実施していること。
- (3) 船外機維持整備に係る体系的な教育を実施していること。
- (4) 過去3か年以内に他国海軍に対して船外機維持整備に関する事業を実施した実績があること。

5 その他

- (1) 契約相手方は、本件役務の実施に際し、疑義が生じた場合には、支出負担行為担当官等と協議を行うものとする。
- (2) 成果物については、官側に帰属するものとする。
- (3) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。
- (4) 契約相手方は、本件役務の実施により知り得た官側の業務に関する情報について、他に漏らしてはならない。
- (5) 契約相手方は、本件役務の実施に際し、官側から貸与された資料等について、役務終了後速やかに返却すること。

以 上

業務内容

1. 全般事項

ベトナムに対する能力構築支援業務等のため、「2. 具体的な業務」に示す業務を実施すること。

2. 具体的な業務

2.1 官側との打ち合わせ

契約相手方は、令和8年5月8日（金）までに2回を基準として、官側と打合せを実施し支援業務全般に係る調整を実施すること。契約相手方の打合せ参加者には、ベトナム人民海軍に対する能力構築支援事業（以下、ベトナム事業という）への同行者（以下、同行者とする）を最低1名参加させること。なお、打合せの実施形式は、VTCまたは対面とする。

2.2 同行者の選任

契約相手方は、以下の項目を踏まえて官側におけるベトナム事業への同行者を2名選任すること。

- (1) 船外機の構造・部品、使用方法、日常的な使用にかかる維持整備要領に関する知識を有していること。
- (2) 船外機の状態を確認し、評価することができること。また、必要に応じて船外機の一部の取り外しや解体作業が実施できること。
- (3) 船外機の軽微な故障について、原因を分析し対応方法を提示するとともに、修理を実施できること。
- (4) 船外機・エンジンの構造、作動原理について基礎的な講義、及び、保守整備に関する実技を含めたレクチャーを平易な英語により実施できること。
- (5) 2.4に示す、事業行程に同行が可能であること。
- (6) 過去に他国海軍に対する技術支援を実施した実績があること。
- (7) ベトナムに入国するための有効なパスポートを保持していること（※ベトナムへの入国は、有効期間が半年以上あることが必要）。

2.3 役務内容

同行者は同行期間中、以下の業務に従事すること。また、その際必要な安全保護具や工具等は同行者にて準備すること。なお、事業の実施にあたり、ベトナム人民海軍側で準備しておくべき工具や機材がある場合、ベトナムへの持ち込みや輸送が困難な工具等がある場合は、事前に官側に通知し必要に応じて官側と対応方法を検討すること。

(1) 「ベトナム人民海軍に対して、ベトナム人民海軍が保有する2ストロークエンジン船外機の予防的整備手法や取扱、簡易な修理技術研修を実施し、維持整備要領にかかる知識と技術を習得させる」ことを目的とした、船外機・エンジンの構造、作動原理に関する基礎的な講義、及び保守整備に関する実技を含めたレクチャーの企画立案。具体的なレクチャーのプランについては、事前に紙面にて官側に提案し、その承認を得るものとする。

(2) ベトナム人民海軍施設における、上記(1)で企画立案したレクチャーの実施（対象は主にベトナム海軍の船外機整備担当者5名程度を想定）。なお、講義やレクチャーの実施に必要な工具・部品等（消耗品含む）については、下記の機種計2基分を対象とし、下記に記載する部品を参考として、契約相手側にて手配・購入しベトナム国内に持ち込むこと（契約相手方において、ベトナム国内にある販売店等に発注することも可）。

《対象機種》

- ・MERCURY製 2ストロークエンジン×1基
- ・YAMAHA製 2ストロークエンジン×1基

《手配部品等（参考）》

- ・各種レンチ・クリーナー用品・コモンリンク・イグニッションプラグ・サーモスタット・燃料フィルター・オイルフィルター・インペラー
- ・スパークプラグ・燃料ポンプ・ガスケット・ギボシ・ダイヤフラム・ホワイトボード（壁に張るタイプ）・マーカー1式

(3) ベトナム人民海軍の保有する船外機の状態調査。

(4) レクチャー参加者の能力評価の実施（レクチャー実施後に現地で実施）。評価方法及び評価基準については、事前に紙面にて官側に提案し、その承認を得るものとする。

(5) ベトナム人民海軍の船外機整備のための設備の有無の確認や設備状況の確認

(6) ベトナム国内にある船外機修理店等を訪問する際の、船外機に関する知識の提供

(7) その他、現地において船外機に関する知識及び技術が必要となった際の対応及び官側の支援

(8)調査出張報告書の作成（帰国後10日以内、下記の内容を含むものとする）

- ・ベトナム人民海軍に対して実施したレクチャー及び能力評価の内容の説明
- ・ベトナム人民海軍の船外機の維持整備能力の評価（上記(4)の評価結果を含む）
- ・上記評価を踏まえた、今後のベトナム人民海軍に対する船外機の維持整備に関する教育として組み込むべき内容・プログラムの提案。

なお、報告書提出後であっても、合理的範囲内において、当該報告書に関する官側からの質問・問合せに対応するものとする。

2.4 出張行程

出張行程は以下を基準とする。

5月17日（日） ニャチャン（ベトナム）着【午後】

参考フライト①：VN311便（5.17 09:30 成田国際空港発 → 5.17 13:40 ノイバイ空港着）

→VN1563便（5.17 16:45 ノイバイ空港発 → 5.17 18:40 カムラン空港着）

参考フライト②：VN335便（5.17 10:00 関西国際空港発 → 5.17 13:30 ノイバイ空港着）

→VN1563便（5.17 16:45 ノイバイ空港発 → 5.17 18:40 カムラン空港着）

【ニャチャン泊：InterContinental Residences Nha Trang（予定）】

5月18日（月）～5月29日（金） 能力構築支援事業（教育等）

【ニャチャン泊：InterContinental Residences Nha Trang（予定）】

5月29日（金） ニャチャン（ベトナム）発【午後】

参考フライト①：VN1562便（5.29 19:15 カムラン空港発 → 5.29 21:20 ノイバイ空港着）

→VN310便（5.30 00:20 ノイバイ空港発 → 5.30 07:00 成田国際空港着）

参考フライト②：VN1562便（5.29 19:15 カムラン空港発 → 5.29 21:20 ノイバイ空港着）

→VN334便（5.30 01:05 ノイバイ空港発 → 5.30 06:55 関西国際空港着）

2.5 同行者に関する各種手配

2.5.1 航空券の手配

往路及び復路について、2.4に示す、出張行程への同行が可能な航空券について、別途官側が手配する。

2.5.2 交通手段の手配

日本国内での交通手段（勤務地又は自宅⇔空港）は別途官側が手配する。

また、ベトナム国内及び経由地内における交通手段（空港⇔宿泊先等）の手配及び支払いは、契約相手方が実施するものとする。ただし、ベトナム国内においてベトナム事業を実施するために必要な交通手段は官側が手配する。

2.5.3 宿泊料の手配

出張期間中、5月17日（日）から5月29日（金）までの12泊分は、官側が手配する宿泊施設に宿泊すること。

2.5.4 査証の取得

ベトナムまでの経由国において査証等が必要な場合、契約相手方にて適切なものを取得すること。なお、ベトナム入国にあたって査証は必要ない。

3. 留意事項等

(1)不測事態が発生した場合に備え、業務時間外、休日、早朝深夜等においても連絡・対応がとれるよう、緊急連絡先を官側と共有すること。

(2)本出張が我が国とベトナムとの国家間事業を目的としていることを念頭に置き、人員の選定、各手配を行うこと。

(3)航空便の変更等で、帰国日が延長されたことにより発生した費用については実費精算とすること。

(4)必要に応じて、契約相手方の負担にて、ポケットWi-FiやSIMカードを準備すること。なお、2.5.3に示す宿泊施設においては、無料Wi-Fiが使用可能である。

(5)同行期間中、事故・疾病その他事象で生じた被害については、官側による責を除き契約相手方が対応すること。（要すれば予防接種や保険の加入などを行うこと）

(6)現地において必要な通貨は契約相手方において準備すること。（ベトナムにおいては、クレジットカードを使用できない場合があるので留意すること）

以上